

[事案 2020-127] 新契約無効請求

・令和4年1月5日 和解成立

<事案の概要>

契約時に募集人と面談をしていないこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年11月に契約した外貨建個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険会社のルールでは、募集人は契約者と直接会って説明をしなければならないと決まっていると聞いたが、自分は募集人とは面談しておらず、説明も聞いていない。
- (2) 募集人から、申込前に電話で、「60歳まで払えば、年金をもらえますよ。」と説明を受けたことから、保険料払込満了年齢は60歳だと思って申し込んだが、実際には75歳まで毎月保険料を支払わなければならない内容であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人と3回面談して説明をしている。
- (2) 募集人は、設計書を用いて申立人に説明をしており、設計書には保険料の払込満了期間が記載されている。また、申込書にも、保険料の払込満了期間が75歳であると記載があり、申立人が申込書を自身で記入していることからすれば、保険料の払込満了年齢が75歳であることを認識していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人の上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の無効は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 保険会社は、申込前に、募集人が申立人配偶者の実家で申立人と同じ週に2回面談していると主張しているが、都内に居住する申立人が、東北地方の募集人から保険契約の説明を受けるために、東北地方の配偶者の実家を短期間で複数回訪問することは考えられない。また、保険会社が面談したと主張する2回のうち1回は、証拠上、申立人は勤務先で勤務していたことが認められる。
- (2) 保険会社は、申込日に、募集人が申立人と面談したと主張しているが、当日は申立人が勤務先で勤務していることが認められ、募集人が「予定の時間に、申立人の自宅へ訪問したが、申立人とお会いできずにお待ちしている。」と上司に報告していたことからすれば、保険会社の主張する日時に、募集人と申立人が面談をした事実も認めることはできない。また、事情聴取によれば、申立人配偶者のみ募集人と面談し、申立人は配偶者を通じて申込書を取得し、募集人と電話で話して申し込みをすることとなり、申立人が署名した申込書

を募集人宛に郵送したことが認められる。

- (3)本契約は、月額保険料が高額な外貨建保険であることに鑑みれば、より慎重な募集をすべきであり、少なくとも募集人は申立人と面談をすべきであった。募集人が面談の上、設計書やパンフレットを用いて口頭で説明をしていれば、申立人が保険料払込期間について誤信することを防げた可能性があった。